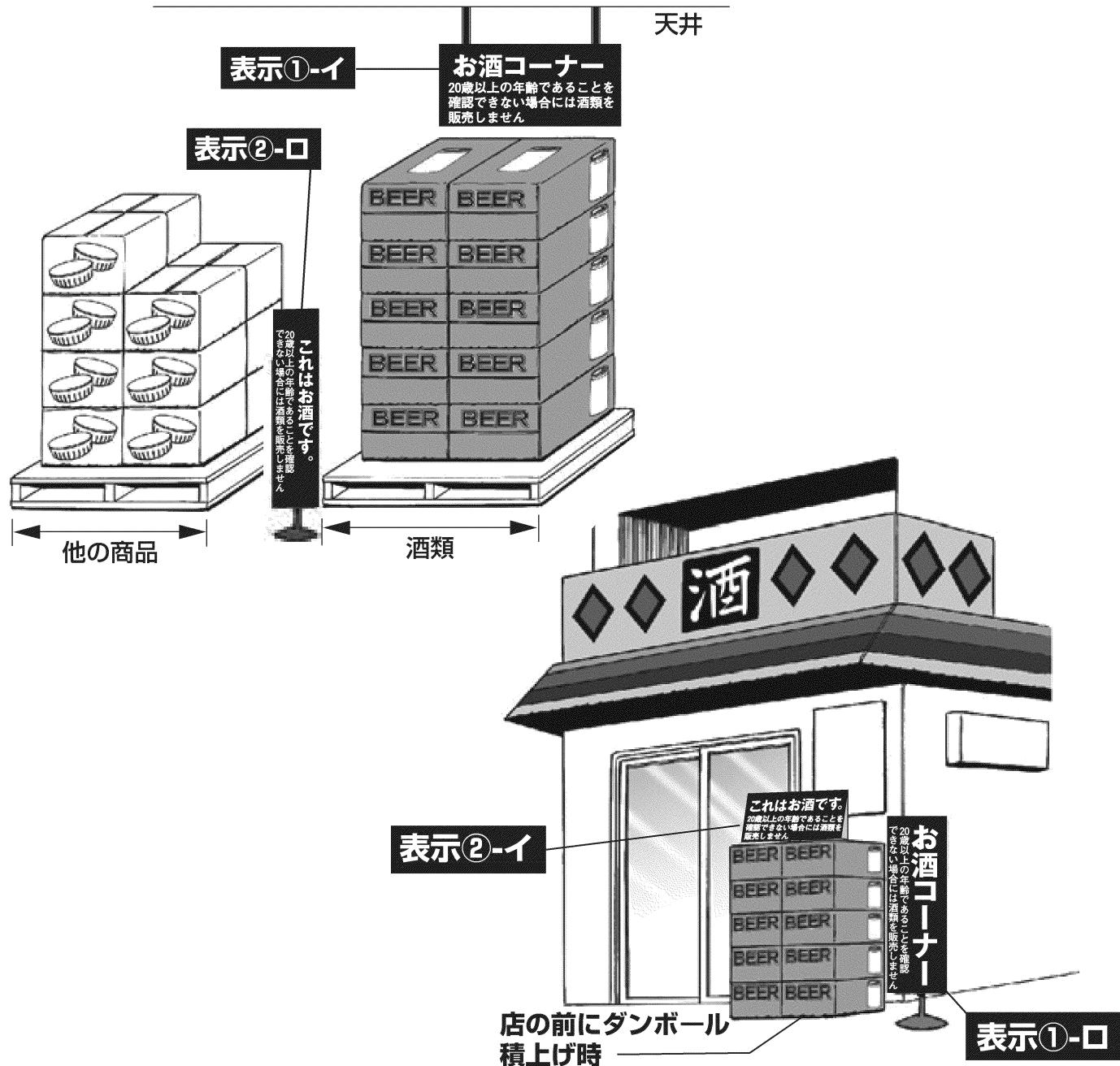


2-3 床に箱又はケースに入った商品を積上げている場合

積上げている商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、前記(2-1)、(2-2)に準じて表示してください。



- まず、酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等の表示をしてください。

表示①-イ

お酒コーナー
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

表示①-口

お酒コーナー
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

- さらに、①陳列棚等の見やすい位置及び②酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板の両方に「明確に区分」するための表示をします。

表示②-イ

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

表示②-口

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。